

JIS

安全側面－規格への導入指針

JIS Z 8051 : 2015
(ISO/IEC Guide 51 : 2014)

平成 27 年 12 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広一	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	伊藤 納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	江前 敏晴	筑波大学
	大久保 友恵	レンゴー株式会社
	大谷 聖子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大谷 吉生	金沢大学
	柿本章子	主婦連合会
	金田 徹	関東学院大学
	重松 康夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴木 知道	東京理科大学
	鈴木 由紀子	王子ホールディングス株式会社
	関 順子	日本製紙株式会社
	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中本文男	一般財団法人日本品質保証機構
	淵田 隆義	女子美術大学
	古谷 涼秋	東京電機大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.3.20 改正：平成 27.12.21

官 報 公 示：平成 27.12.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 “安全” 及び “安全な” という用語の使用	3
5 リスクの要素	3
6 許容可能なリスクの達成	4
6.1 リスクアセスメント及びリスク低減の反復プロセス	4
6.2 許容可能なリスク	5
6.3 リスク低減	6
6.4 妥当性確認	8
7 規格における安全側面	8
7.1 安全規格の種類	8
7.2 提案された新しい規格の分析	8
7.3 準備作業	9
7.4 規格作成	10
参考文献	13
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 8051:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

安全側面—規格への導入指針

Safety aspects—Guidelines for their inclusion in standards

序文

この規格は、2014年に第3版として発行されたISO/IEC Guide 51を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この導入指針には、安全側面についてだけを規定するもの又は安全に関する事項を含むものがある。

この導入指針は、規格作成者が規格に安全側面を導入するための要求事項及び推奨事項を規定する。

また、この導入指針は、危害を受けやすい状態にある消費者による使用を含め、製品又はシステムの使用中に起きるリスクを減らすことを目的とし、要求仕様、設計、製造、流通、使用（メンテナンスを含む）、解体又は廃棄から生じるリスクを減らすことを目的としている。

この導入指針は、強制法規、団体規格、社内規格などにも適用することが望ましい。

1 適用範囲

この規格は、人、財産若しくは環境、又はこれらの組合せに関する安全側面を規格へ導入する際の指針を示す。

注記 1 例えば、この導入指針は、人だけに、人及び財産に、又は人、財産及び環境に、適用できる。

注記 2 この導入指針の全体にわたって使用される“製品及びシステム”の用語は製品、プロセス、サービス及びシステムを含む。

注記 3 長期的な健康への影響に対しても、安全側面は適用される。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC Guide 51:2014, Safety aspects—Guidelines for their inclusion in standards (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

危害 (harm)

人への傷害若しくは健康障害、又は財産及び環境への損害。